

議案第 1 号

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 月 2 3 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、職員の育児休業等に関して、国家公務員に準じた改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の育児休業等に関する条例（平成４年大口町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（第２条の３第３号において「１歳６か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第２条第４号イ中「次条第３号」を「第２条の３第３号」に、「子の１歳到達日」を「子が１歳に達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。）」に改める。

第２条の３を第２条の４とする。

第２条の２第３号中「当該子が１歳６か月に達する日」を「当該子の１歳６か月到達日」に改め、同条を第２条の３とする。

第２条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める者）

第２条の２ 育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４第２項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第１項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。
第３条第１号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「養育」を「保育」に、「を承認されている」を「又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「の時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中

「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)から(3) 略 (4) 略 ア 略 (ア) 略 (イ) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (ウ) 略 イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u> ウ 略 <u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</u> 第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)から(3) 略 (4) 略 ア 略 (ア) 略 (イ) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u> (ウ) 略 イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u> ウ 略

新	旧
<u>規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。</u> （育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日） <u>第 2 条の 3</u> 略 (1)・(2) 略 (3) 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子の 1 歳 6 か月到達日</u> ア・イ 略 （育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第 2 条の 4</u> 略	（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日） <u>第 2 条の 2</u> 略 (1)・(2) 略 (3) 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子が 1 歳 6 か月に達する日</u> ア・イ 略 （育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第 2 条の 3</u> 略

新	旧
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
第3条 略	第3条 略
<u>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u>	<u>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u>
ア 死亡した場合	
イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合	
<u>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u>	
ア 前号ア又はイに掲げる場合	
イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合	
(3)から(6) 略	(2)から(5) 略
(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。	(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。
(8) 略	(7) 略
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)	(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)
第10条 略	第10条 略
<u>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を</u>	<u>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を</u>

新	旧
<u>始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u>	<u>始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u>
(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u>	
(3)から(7) 略 (部分休業の承認)	(2)から(6) 略 (部分休業の承認)
第20条 略	第20条 略
2 勤務時間条例第14条の規定により町長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の<u>保育</u>のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）<u>又は同条例15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇<u>又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u>	2 勤務時間条例第14条の規定により町長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の<u>養育</u>のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）<u>を承認されている職員</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇<u>の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u>
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇<u>又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介</u>	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇<u>を承認されている場合</u>にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇<u>を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u>

新	旧
<u>護をするための時間』という。)の承認を受けて勤務しない場合</u>にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。	

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を図るため、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことにより、所要の改正を実施するものです。

2 改正の概要

(1) 非常勤職員の育児休業に係る要件の変更（第2条関係）

雇用継続の見込みの要件について、「養育する子が1歳に達する日を超えて在職することが見込まれる」を「養育する子が1歳6か月までに、任期満了及び引き続き採用されないことが明らかでない」に変更します。

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正で、「子」の範囲が拡大されたことによる改正（第2条の2関係）

法改正により、法では対象となる「子」の範囲がアからウまで追加されました。

ア 特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者で、当該職員が現に監護する者

イ 里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者

ウ その他これらに準じる者として条例で定める者

この法改正を受け、「その他これらに準じる者として条例で定める者」として、「養育里親である職員に委託されている児童」を追加します。

(3) 再度の育児休業ができる特別の事情及び育児休業終了後1年を経過せずに育児短時間勤務ができる特別の事情の追加（第3条、第10条関係）

「特別養子縁組が成立しなかった場合又は里親としての委託が解除された場合」を追加します。

(4) 部分休業の時間について、特別休暇（育児時間）又は介護時間の時間数の調整を追加（第20条関係）

部分休業と特別休暇（育児時間）又は介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間となるよう調整します。

3 施行期日

公布の日から施行します。

【参考】

特別養子縁組

- ・要保護児童「6歳未満」の福祉を最優先にした養子縁組制度
- ・実親との法律上の関係は終了
- ・家庭裁判所による「審判」が必要

普通養子縁組

- ・養子になれる子の年齢制限なし
- ・実親との法律上の関係は継続
- ・養子が未成年の場合は、家庭裁判所による「許可」が必要

里親

- ・要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の養育を委託する制度

養子縁組里親

- ・養子縁組を前提として、要保護児童（18歳未満）を養育する里親制度

養育里親

- ・養子縁組を前提とせず、要保護児童（18歳未満）を養育する里親制度